

寒川町特例補充教員の報酬を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年11月25日

寒川町教育委員会教育長 花 山 尚 人

寒川町教委規則第7号

寒川町特例補充教員の報酬を定める規則の一部を改正する規則

寒川町特例補充教員の報酬を定める規則（令和7年寒川町教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「月額356,120円」を「月額376,678円」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（この規則の失効）

- 2 この規則は、令和7年12月31日限り、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 この規則による改正後の寒川町特例補充教員の報酬を定める規則（以下「改正後の規則」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の寒川町特例補充教員の報酬を定める規則に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。